第拾條　本法ニ於テ使用者ニ關スル規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ工業主ハ、工場管理人アル場合ニ於テハ工場管理人ニ、職業ニ在リテハ職業補者ニ、職業代理人アル場合ニ於テハ職業代理人ニ之ヲ適用ス

第拾壹條　本法ハ罰則ヲ除クノ外、國、府、縣、市、町、村、其ノ他之ニ準スヘキ者ノ使用者タル場合ニ之ヲ適用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際拾貳歳以上ノ者ヲ引續キ使用スル場合ニ於テハ其ノ者ニ付第二條ノ規定ハ之ヲ適用セス

◆組長會　去月拾九日午後一時より京都府廳に於て重要物産組合法に據る各同業組合組長を召集し左の各項に渉り諮問會を開き各意見を吐露する處ありしが容易に經らざるを以て書面を以て答申することゝなり當組合は別項の如く答申せり

諮　問　事　項

一、組合ニ關スル法律其他規程類ノ改正ニ關スル希望

二、組合事業ノ振興上府又ハ組合自體ノ施設經營スヘキ最モ適切有効ナリト認ムラルル方策如何

三、現下ノ經濟界及物價ノ狀勢ニ鑑ミ生產費並ニ商品販賣價格ノ低減ヲ圖ル爲メ組合ニ於テ施設スヘキ事項如何

四、各種產業ノ現狀及之カ消長ニ關シ今後一層正確ニシテ詳密ナル調査ヲ馬到ナラシメムトス之カ遂行上最モ便宜ナリト認メラルヽ方法如何

五、公正ナル商品販賣價格ヲ調査スル方法如何

答　申　書

一、組合ニ關スル法律其ノ他規定類ノ改正ニ關スル希望

二、組合事業ノ振興上府ニ對スル希望

染物檢査法ヲ實施セシムヘキ府令ノ發布ヲ望ム理由

染色物ノ國民ニ統一日モ◆(カラナル需)染色ヲ望ムヤ勿論ナリ然レトモ染色業者ハ製品販賣業ニアラスシテ一種ノ賃業ナリ之ヲ以テ販賣業者タル商人ハ需用者ニ對スル商道德ヲ省ミス徒ラニ利益一點ニ偏シ染價ノ低廉ニシテ比較的見栄ヘ好キ染色ヲ求ムル惡習アリ其ノ販賣市場ニ出ツルニ及ト法外ノ價格ヲ以テ賣買セラルヽモ需用者ニ之ヲ鑑別スル明ナキヲ以テ價格ニ相當スルモノト信シ之ヲ買ムハヲ常トス然レドモ之レヲ使用スルニ至リ幼メテ摩擦ニ耐ヘサルモノ或ハ變色スルモノ或ハ洗濯スルニ當リ褪色シテ再ト使用シ得ヘカラサル粗製品タルヲ知ルニ至ルモ亦タ如何トモスヘカラサルナリ、之本業者トシテ需用者ノタメニ甚ダ遺憾トスル所ナリト雖モ貨業ニ甘ンシテ注文主ノ指示ニ從ハサルヘカラサル間ハ已ムヲ得サルナリ吾組合ハ之レラノ點ニ留意シ年來檢査法ヲ設ケ實行セシメントスルモノ屢々ナリト雖モ間接ニ組合員ハ販賣業者ノ壓迫ヲ受ケ爲ニ成立難ニ陷リタリ於是組合ノ切ニ希望スル所ハ檢査所ノ設置ニモアラス經費ノ補助ヲ請願スルモノニモアラスシテ要ハ會ヲ京都染物ニ對シ檢査ヲ施行スヘク府令ヲ發布セラレン事ヲ望ムモノナリ然ラ𪜈ハ當業者ハ研鑽セシ技術モ施スヲ得ス當用者モ多大ノ損害ヲ受ケ終ニ國家經濟ノ上ニ掛ナカラサル影響ヲ及ホスヘシト信スレバナリ

○組合自體ノ施設經營スヘキ最モ有効ナル者

一、購買組合ノ組織

二、信用組合ノ組織

三、試驗場ノ完成

四、發技奬勵ノ方法

五、失業者ノ救濟法

六、徒弟職工養成取締法

以上ノ各項ハ既ニ實行中ノモノ或ハ目下計劃中ニアルモノニシテ組合ノ事業トシテハ何レモ緊要ノ問題ナリ

三、生產費並ニ販賣價格ノ低減

本問題ハ購買組合ヲ設ケテ原料ノ供給ノナシ信用組合ヲ設ケテ金融ノ流通ヲ圓滑ナラシメ製品販賣ヲ問屋ノ之ヲ實行セシムルト

(場合ニ於テハ組合ノ解散ヲ命スヘシト)ノ高壓的威嚇ヲ加ヘタリ吾人吾組合員ハ個々別令ノ行動ヲ採ルニ至リシヲ以テ現在更ニ繼ル所ナキ實狀ニアリ故ニ此際ニ於テ公正ナル販賣價格ノ正鵠ヲ得ントス寧ロ本末ニ緣リテ魚ヲ求ムルノ類ナリ

我邦ニ對するコールタール染料の供給は、豫て想像した通り再び獨逸品が大部分を占むるに至つた。今最近五ヶ年間に於けるコールタール染料輸入國別表を掲ぐれば次の如くである。

コールタール染料輸入國別表

	大正七年	數量(瓩)	價格(圓)
英國		二、三六九	一二五、二五三
佛國		八、八五	七六、七五三
獨國		三五七、八一六	三、一〇四、九七〇
瑞國		一、一五九	五三六、二一五
米國		一、四三八	九六、二三七、八七六
其他		二〇、七九	一五六、九五六
合計		一、九一一、八〇四	二、二三八、八〇二
	大正八年		
英國		一九四	五三八、九九六
佛國		四六、七八五	二二九、一二一
獨國		三三、〇六一	二一六、三七六
瑞國		一、六一九	一、五一〇、五七〇
米國		三、六一九	八、一二五、七三五
其他		二、九五七	一〇〇、一二一
合計		二、〇九四、二一一	二、七二〇、九一九
	大正九年		
英國		九	三七五
佛國		一八八	七六、五四六八
獨國		一、〇〇七	六八六、三二五
瑞國		一、九四二	五四四、〇六〇
米國		二、二二四	一〇、二五二、三五三
其他		一、九九二	五五四、七一二
合計		三、一三一、八九二	四四三、〇三四
	大正十年		
英國		七	二三三
佛國		六、五三一	二九九、二五四
獨國		四九六	二二、七二三
瑞國		二、一一一	九、六二一、〇六〇
米國		三一四	四八六、七四三
其他		六五八、七五一	二七八、四四四
合計		二、一七、二六九	一、〇〇〇、一七三
	大正十一年		
英國		九〇〇	五四、八〇五
佛國		四九〇	一二四、二七五
獨國		三、四五一	三、八〇四、二六五
瑞國		一、一六一	二六五、三一〇
米國		六、八一〇	一、一六一、八一四
其他		七、七七六	七六、七五三
合計		一七、〇六九、三二五	六〇一、八三八

前表に基き染料供給國別の輸入額增減の趨勢を述ぶれば左の如くである。

一、英國染料　は大正七、八、九年と漸次輸入數量を增加し、大正九年には大正七年の約八倍に達したが、十年、十一年と逐減し、十一年には大正七年と同量近くになつた。而して染料市價下落のため、其價格は大正七年の半額以下に減少した。

一、佛國染料　の輸入も大正七、八、九年と逐次增加し、大正九年には大正七年の約十三倍になつたが、十年以降は減少し、大正十一年には大正七年の約五倍に止まつた。併し英國品に比すれば減少の割合は少ない。

一、獨國染料　は大正八年に於て最も輸入額減少し、大正九年以來毎年著しく其輸入數量を增加した。即ち大正八年に比し大正十一年の輸入數量は百七十倍近くの大飛增である又大正七年に比すれば十七倍許りに相當して居る。

一、瑞國染料　は大正八年の輸入數量最も多く大正七、九、十、十一年は大差ない。

一、米國染料　は大正七、八、九年と順次に輸入數量を增加したが大正十年以降著しく減少した。輸入數量多かりし大正九年と昨大正十一年とを比較すれば四分の一强許りに減じた。即ち大正九年迄は米國染料の輸入は他國に比し頗る多く全輸入額の七八割許りを占めて居たが昨年には一割以下に減少した。

一、右以外の國　よりの輸入は年により增減われど其數量は勿論少額である。

一時獨逸染料の輸入が減少した時代には米國染料が大に活躍し全輸入額の七、八割に達したが大戰が終熄し獨逸染料が供給せらるゝに至り品質と價格に於て米國品は健挙し得ざるがため漸次驅逐せられ昨大正十一年の統計によれば獨逸染料は全供給額の約九割を占むるに至つたのである。

又染料の總輸入額に於て見るに其輸入數量は大正七年以來毎年增加し大正十一年には三倍半に達したが其價格は市價の下落に伴ひ餘り增加せぬ即ち大正七年に比し大正十一年は僅に二割許り增加に止まつて居る。

◆染料の近況

◆工場法施行令同施行規則改正　工場法の改正に伴ひ施行令及施行規則の改正せらるゝは勿論なるが從前に比し改正せらるゝ要點は左の如くなりと

第二、扶　助

一、扶助原因制限ノ改正

職工ニ重大ナル過失アリタル場合ニハ從來扶助スルコト要セサリシモ(令第四條)之ヲ改メテ職工ニ重大ナル過失アル場合モ原則トシテ之ヲ扶助セシムルコトヽシ單ニ休業扶助料ニ限リ故意ニ業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサリシニ因リタル場合ニハ地方長官ノ許可ヲ得テ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得セシムルコト

說明　職工ノ過失ニ因リ扶助ノ有無ヲ問ハナルハ近世ノ立法ノ趨勢ニシテ且去ル第四十六議會ニ於ケル工場法改正ニ於テ認メラレシ所ナリ只休業扶助料ニ付例外ヲ認メタル健康保險法第六十一條ノ規定ト區別スルモノナリ

二、健康保險法トノ關係ノ整理

健康保險法ニ於テハ其ノ被保險者カ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付六ヶ月療養ノ給付ヲ爲シ又ハ傷痍手當金ヲ支給スルニ至ルヲ以テ本令ニ於テハ同法ノ被保險者タル職工ノ負傷又ハ疾病ニ付テハ六ヶ月經過スルモ猶治癒セス勞務ニ服スルコト能ハサルトキ格或ハ開屋日錢、小賣店日錢ヲ省クヲ得ルヲ以テ隨テ生產費モ販賣價格モ低減スルハ勿論、假令御賞ヲナスモ小賣店ニ於テ暴利ヲ貪ボル能ハサルナリ然アリ

尙本監督官廳カ一方殖產奬勵スル共ニ保護ヲ加ヘル事ノ如何ニ依ツテ斯カル問題ハ解決シ得ヘキモノアリト信ス例セハ商工課ニ於テ殖產奬勵ニ力メラル、事厚シトスルモ他ノ勞課ニ於テノ支障少ナカラサルハ實例ニヒシカラサルヲ誠トス即チ一方ニ機械工業ノ奬勵ニ基キ之レカ設計ヲナシ工場ノ建築或ハ增築ヲ出願センカ其ノ設計ヲ願害モ公認セラレタルモノニ代書セシムルモノ拘ラス訂正加除ヲ命セラルヽタメ再三召喚ヲ受ケ少ナカラサル費ヲ空費シ容易ニ認可ヲ得ヘカラサルモノ弊アリ又工場課ニ於テハ工場ノ位置ニ依リ煤煙ノ害、震動、汚水等ノ關係ヲ理由トシ認可ヲ與ヘサル事モ亦ナシトセス之レ法律上定メラレタル規定ニ抵觸スルモノトセハ萬止ムヲ得スト雖モ切角工場ノ建築ナル機械ノ設備ニシテ許サレサルトキハ莫大ノ損害ヲ蒙ルヤ勿論ナリ然レトモ茲ニ至ル所以ノモノハ出願者ノ注意ノ至ラサル罪ナルヘシト雖モ各課ニシテ產業上今一層保護ノ精神アラハ幾ノ適當ノ注意ヲ與フヘキ筈ノモノナリ更ニ土木課、河川係ニ於テハ長官ノ交迭毎ニ加茂川流域ノ使用ヲ縮少セラル其ノ理由トセラルヽ所ハ風致ヲ害シ衛生上有害ナリト云フニアリト雖モ風致ヲ害スル要點モ衛生ニ有害ナリトスル確タル試驗等ヲモ施サレタルヲ聞カサルナリ然ルニ富豪ノ別莊地、木屋町先斗町其以南料理屋旅館等ノ存在スル地域ハ絕對ニ染業者ノ使用ヲ許サヽルニ反シ之レラノ住民ヲシテ自由ニ一定ノ期限ト雖モ床掛ヲ許シ晝間ハ殺風景ナル床ノ形骸ヲ樹立セシメ夜間ハ男女ノ醜態ヲ露出セシムルモ風致モ風紀ニモ關セサルモノト認メラルヽモノヽ如シ若シ之レラヲ保護スル必要アラハ年產額貳千七百萬圓ヲ各府縣ヨリ收收スル染業者ノ保護スル上ニ於テハ一層ノ深キ考慮ヲ加ヘ之レラ宜シク解決シ得ルヤ疑ヒナシ

尙ホ一日モ早キ現在染業者ノ許ナレ格或ハ開屋日錢、小賣店日錢ヲ省クヲ得ルヲ以テ隨テ生產費モ販賣價格モ低減スルハ勿論、假令御賞ヲナスモ小賣店ニ於テ暴利ヲ貪ボル能ハサルナリ然アリ

尙ホ監督官廳カ一方殖產奬勵スル共ニ保護ヲ加ヘル事ノ如何ニ依ツテ斯カル問題ハ解決シ得ヘキモノアリト信ス例セハ商工課ニ於テ殖產奬勵ニ力メラル、事厚シトスルモ他ノ勞課ニ於テノ支障少ナカラサルハ實例ニヒシカラサルヲ誠トス即チ一方ニ機械工業ノ奬勵ニ基キ之レカ設計ヲナシ工場ノ建築或ハ增築ヲ出願センカ其ノ設計ヲ願害モ公認セラレタルモノニ代書セシムルモノ拘ラス訂正加除ヲ命セラルヽタメ再三召喚ヲ受ケ少ナカラサル費ヲ空費シ容易ニ認可ヲ得ヘカラサルモノ弊アリ又工場課ニ於テハ工場ノ位置ニ依リ煤煙ノ害、震動、汚水等ノ關係ヲ理由トシ認可ヲ與ヘサル事モ亦ナシトセス之レ法律上定メラレタル規定ニ抵觸スルモノトセハ萬止ムヲ得スト雖モ切角工場ノ建築ナル機械ノ設備ニシテ許サレサルトキハ莫大ノ損害ヲ蒙ルヤ勿論ナリ然レトモ茲ニ至ル所以ノモノハ出願者ノ注意ノ至ラサル罪ナルヘシト雖モ各課ニシテ產業上今一層保護ノ精神アラハ幾ノ適當ノ注意ヲ與フヘキ筈ノモノナリ更ニ土木課、河川係ニ於テハ長官ノ交迭毎ニ加茂川流域ノ使用ヲ縮少セラル其ノ理由トセラルヽ所ハ風致ヲ害シ衛生上有害ナリト云フニアリト雖モ風致ヲ害スル要點モ衛生ニ有害ナリトスル確タル試驗等ヲモ施サレタルヲ聞カサルナリ然ルニ富豪ノ別莊地、木屋町先斗町其以南料理屋旅館等ノ存在スル地域ハ絕對ニ染業者ノ使用ヲ許サヽルニ反シ之レラノ住民ヲシテ自由ニ一定ノ期限ト雖モ床掛ヲ許シ晝間ハ殺風景ナル床ノ形骸ヲ樹立セシメ夜間ハ男女ノ醜態ヲ露出セシムルモ風致モ風紀ニモ關セサルモノト認メラルヽモノヽ如シ若シ之レラヲ保護スル必要アラハ年產額貳千七百萬圓ヲ各府縣ヨリ收收スル染業者ノ保護スル上ニ於テハ一層ノ深キ考慮ヲ加ヘ之レラ宜シク解決シ得ルヤ疑ヒナシ

尙ホ一日モ早キ現在染業者ノ許ナレ

ノ上位ト拾壓以南ノ小區域ノミ而シテ流域使用ヲ欲スルモノ五百戶以上トス斯カル狹隘ナル地域ハ總テ人口稀少ニシテ需用ヲ缺ク二里半ヲ隔ツル桂川ニ至リ初メテ所要ヲ果スカ如キ實況ニアリ之レラ桂半日ノ仕事ハ一日ヲ費シ三人ノ人夫ニ五ヲ要シ加之賃銀ノ割增ヲ與フ事之ヲ計上スルニ多大ノ經費トナルナリ之レラハ同レ生產費ニ計上セラルヽモノニシテ一ヲナルニ出ヅル生產費ニ既ニ斯カル冗費ヲ計上スルニ販賣價格ノ低減ヲ求ムル如キハ其ノ一ヲ知ラサルモノ顧慮ト望ム之レカ解決ヲ得ル方法上十分ノ重要物產組合法ノ目的タル營業上ノ不利ヲ矯正シ利益增進ノ途初メテ拔クヲ得ルモノトス

四、各種產業ノ現狀及之レカ消長ニ關シ今後一層正確ニシテ詳密ナル調査ヲ馬到ナラシメムトス之カ遂行上最モ便宜ナリト認メラルヽ方法如何

本問題ノ目的ヲ達セントスルハ各同盟セル組合ノ聯合會ヲ組織セシメ其ノ會ヲ以テ組合ノ事業ニ關スル調査ヲナシムルニアリ譬ヘハ一ノ組合ニ於テ染物ト仕入問屋及賣捌ヲ合併セシムル如ク相關係セシメ調査ルトキハ容易ニシテ完全ナル調査ヲ得ルナル統計ヲ得ルモノト信ス

五、公正ナル商品販賣價格ノ調査スルノ方法

本問題ハ現在ノ經濟界ノ混亂ナル時代ニ於テハ求メ得ヘカラサル問題トス宜シク時機ノ恢復スルヲ待ツ之ヲ求ムヘシ總テノモノ一定ノ標準アリテ初メテ高低增減ノ算定ヲ得ルモノナレハ論ナキ所ナリ然ルニ我監督官廳ハ一定ノ標準價格ヲ制定シ之レヲ實行スル如キハ絕對ニ不可ナリ現時ノ如キ容易ニ不正ノ我組合ニ於テ染物ニ關スル一定ノ標準價格ヲ設ケ其以下ノ染法ヲ施スヘカラサル事ヲ定ムル規定ヲ組合組織以來之レヲ實行シ來リタリ然ルニ昨年京都府ハ之レカ撤回ノ內命アリタリ、之レニ對シ染物ノ性質上ヨリ他ノ物品ト異ナリ當用者ノタメニ之ヲ存在セシムル必要ナル所以ヲ陳述セシ結果ノ許可ヲ得タリ

尙ホ一日モ早キ現在染業者ノ許ナレ

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十五號

左記ノモノ職工徒弟ノ契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正十二年八月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員西　好次郎　職工
全　田下　政吉
全　河合　由三郎
全　寺田　又次郎
全　伊藤　竹次郎
全　石田　桑三郎
全　森　金五郎　徒弟
全　廣瀬　藤吉

◆公示第十六號

左記ノモノ解雇ス　於テ傳使スルコトヲ停止ス

大正十二年四月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

小紋染部員長尾　孝次　徒弟
全　久保田　治良
全　宮永　岩太郎

雑報

◆絞染用ミシン　京區佛光寺通猪熊西入西田町六百八番地谷岡九市郎氏は絞染に使用して尤も適當なる護謨製ミシンの發明をなし實用新案として其筋の出願をなしたるに本年七月拾九日附實用新案公告第〇三七四號を以て登録の許可あり　依てミシン使害すべからざるは勿論粗製品を使用して絞染を生ずる如き亦なき様注意せらるべし

實用新案公告第一〇三七四號

絞染用「ミシン」（防染裝置）

實用新案ノ性質作用及効果ノ要領

本考案ハ護謨圓管ノ側面ニ一個若シクハ數個ノ穴ヲ穿設セル事ヲ特徴トスル新案ニ係リ從來行ハル、護謨管内ニ布地ヲ押込ミ兩端ヲ括結シテ使用スルさゝ〇ニ於テハ單ニ押込布ヲ防染シ得ルニ止マルモ本考案ハ押込ミタル布地ヲ孔ヨリ强ク引出スカハ其部分ハ括結セシテ護謨ノタメ十分堅締セラレ液ノ浸潤スル憂ヒナカラシメ防染スヘキ生地ノ一部ニ更ニ絞リ染ヲ施シ得ルノ利益アリテ頗ル便利ナリトス

登録請求ノ範圍　護謨ノ圓管ニ一個若ハ數個ノ大小任意ノ孔ヲ穿設セル絞染用さゝ〇ノ構造

◆檢出絹布檢査規則の改正　當組合員にして本品に關する取扱をなす工場は僅少なりしも富士絹を檢査品の一部に加へられたるを以て整理業者中之れか取扱ひをなす向き少なからざるべし之れらは今後此檢査法に基き手續すべきものとす

◆京羽第二五七號

工第四〇九八號ヲ以テ左記寫ノ通リ近日調合相成九月一日ヨリ實施スヘキ通牒有之候ニ付テハ本府ニ於テモ右調合ニ基キ來ル九月一日ヨリ施行ノ豫定ヲ以テ準備中ニ有之候ニ付左様御了承ノ上各關係ノ向ヘ可然周知方御配意相煩度此段御依頼旁御通知申上候也

笠ヲ施行期日ハ豫定ニ有之本省ノ調合ト共ニ府令發布後ニアラセレハ豫定致サス候ニ右豫定ヲ以テ御準備御度候

大正十二年八月十四日

京都府檢出羽二重檢査所

染物同業組合御中

工第四〇八九號ノ内寫

工第四〇九號ノ内寫

大正十二年八月十一日

農商務省工務局長

京都府知事殿

過般本省ニ於テ開催セル各府縣檢出絹織物主任官會議ノ決議ニ基キ審議ノ結果來ル九月一日ヨリ富士絹ノ檢査ヲ實施スヘク目下其手續中ニ有之候處合格印章ノ彫刻ニ手間取リ爲ニ右公布ノ時日多少遲延致ス見込ニ付夫々御準備ノ都合モ有之ヘク豫メ右調合寫及送附候條右ニ依リ可然御配慮相成度此段及通牒候也

寫

農商務省調合第十號

道　府　縣

檢出羽二重檢査規程中左ノ通改正シ大正十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

年　月　日　大　臣

一、第十四條中「及檢出絹紬」トアルヲ「檢出絹紬及富士絹」ト改ム

一、別表中ニ左ノ印章ヲ加フ（印章省略）

工第四〇八九ノ寫

大正十二年八月十一日

農商務省工務局長男爵四條隆英

京都府知事殿

今般明治四十四年農商務省調合第十三號檢出羽二重檢査規程ノ改正ニ伴フ大正五年二月八日商第二七八號依命通牒檢出羽二重ニ關スル件中左記ノ通リ改正相成候ニ付テハ九月一日ヨリ之ニ依リ實施相成度依命此段及通牒候也

記

第三十九條及第四十三條中「ハ第二十一條第一項第三號乃至第九號及」ヲ「ニシテ」ニ改ム

第四十二條野蠶糸又ハ野蠶紡績糸ト其ノ他ノ繊維トヲ交織スル織物ニシテ其ノ交織セル野蠶糸野蠶紡績糸及其他ノ絹糸ノ數總經緯糸ノ半數以上ヲ占ムルモノハ檢査ニ關シテハ之ヲ檢出絹紬トシテ取扱フヘシ

前項ノ織物ニシテ野蠶紡績糸又ハ絹紡績糸ヲ交織セルモノニ在リテハ織物ノ兩耳端ニ絲色絹糸四本ヲ經糸トシテ使用セシメ絹糸以外ノ繊維ヲ交織セルモノニ在リテハ織物ノ兩耳ヨリ其ノ以上ノ端ニ於テ其色絹糸ヲ以テ緯一分ノ一線ヲ織込マシムヘシ

第四十四條ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ

第十章　富士絹

第四十五條絹紡績糸ト其他ノ繊維トヲ交織スル織物ニシテ絹紡績糸及其他ノ絹糸ノ數總經緯糸ノ半數以上ヲ占ムルモノハ檢査ニ關シテハ之ヲ富士絹トシテ取扱フヘシ

但シ第四十二條第一項ニ該當スルモノハ此ノ限リニアラズ

前項ノ織物ニシテ絹糸以外ノ纖維ヲ交織セルモノハ織物ノ兩端ヨリ一寸以上ノ處ニ於テ緯色絹糸ヲ以テ幅一分ノ一線ヲ織込マシムヘシ

第四十六條　富士絹ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ合格ト爲スコトヲ得ス

一、十六及付以下ノモノニシテ五分間ノ密度左表ノ數ニ滿タサルモノニシテ但シ紋織其ノ他特種地合ノモノハ此ノ限ニ在ラズ

	經糸	緯糸
英六十五番（佛百十番）以上ニ用ヰタルモノ	六五本	四七本
英四十七番（佛八十番）以上ニ用ヰタルモノ	六〇	四四
英三十五番（佛六十番）以上ニ用ヰタルモノ	五三	四〇

備考本表ノ番手ハ單位トス双糸ノ場合ハ單糸ノ番手ニ換算

二、撚ノ方向ヲ異ニスル撚糸ノ混織多キモノ

三、第四十五條第二項ノ織込ヲ爲サヽルモノ

註

明治四十四年五月十三日調合第十三號

檢出羽二重檢査規程

第十四條　檢出羽織絹、檢出縮緬、檢出壁又ハ生糸ヲ以テ製織シタル檢出朱子ノ檢査ニ付テハ本規程ヲ準用シ檢出絹紬（及檢出絹紬）ノ檢査ニ付テハ第三條第一號ヲ除クノ外本規程ヲ準用ス

但檢出羽織絹檢出縮緬檢出壁檢出絹紬（及檢出絹紬）ノ合格品ニハ等級ヲ附セス

第三條第一號　絹糸以外ノ繊維糸紡績糸野蠶糸又ハ絹紡績糸ヲ混織シタルモノ

右ノ内捻弧ヲ「檢出絹紬及富士絹」ト富士絹ヲ加フ

保險法ト同様ニ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付百八十日間ト爲シ其ノ後支給スヘキ場合及健康保險法ニ依リ傷病手當金ヲ受ケ者カ本令ニ依リ休業扶助料ヲ受クルニ至リタル場合ニハ一日ニ付賃金ノ「百分ノ四十」以上ヲ支給スルコト

説明、右ハ健康保險法ニ於テ傷病手當金トレタ報酬日額ノ百分ノ六十ヲ支給スル規定ニ權衡ヲ保チタルモノニシテ且ツ工場ニ於テハ前述ノ如ク通常ノ場合ニ於テハ改正標準ノ賃金ハ現行ノ就業日平均ノ賃金ニ比シ二割方低カルヘキヲ以テ改正標準ノ賃金百分ノ六十ハ略從來ノ規定ニヨリ算出シタル「賃金ノ二分ノ一」ニ該當シ賃金「百分ノ四十」モ亦從來ノ「三分ノ一」ニ略該當スルモノナリ

五、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料及打切扶助料ノ增額

イ、身体ニ障害ヲ殘シタル場合ニ於ケル扶助料ヲ左ノ如ク改ムルコト（令第七條）

（一）終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ

（現行法百七十日分以上）賃金五百四十日

（一年半）分以上

（二）終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ

（現行法百五十日分以上）賃金三百六十日

（一年）分以上

（三）從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ

健康者ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

（現行法百日分以上）賃金百八十日（六ケ月）分以上

（四）身體ニ障害ヲ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ（現行法三十日分以上）賃金六十日（二ケ月）分以上

ロ、遺族扶助料ノ額ハ從來賃金百七十日分以上ナリシヲ之ヲ賃金三百日（十ケ月）分以上ニ改ムルコト

ハ、葬祭料ハ從來十圓以上ナリシヲ賃金二十日分（但シ二十圓ニ滿タサルトキハ二十圓）以上トナルコト

ニ、三年間療養ノ結果治癒セサルトキハ賃金百日分ノ賃金ヲ以テ打切ヲ爲シ其ノ後ハ毎年賃金百日分ノ賃金ヲ以テ打切ヲ爲シ其ノ後ハ毎年賃金百日分ノ賃金ヲ以テ打切ヲ爲シ其ノ後ハ毎年賃金百日（十ケ月）分以上ヲ支給セシムルコト

説明　職工カ重大ナル身體ノ障害ヲ受ケ又ハ死亡シタル場合ニハ其ノ本人及家族ハ甚ハ悲慘ナル狀態ニ陷ルモノナル故ニ出來得ル限リ救濟スルコトヲ要スルヲ以テ是等ノ場合ニ於ケル扶助料ノ增額ヲ爲シタルモノナリ

而シテ終身自由ヲ辨スル能ハサルモノ及終身勞務ニ服スル能ハサルモノ如キハ其ノ件數必スシモ多カラサルヲ以テ扶助料ノ增額ハ產業ノ分體ニ大ナル影響ナカルヘシ只萬一小工業主等カ斯ル場合ニ遭遇シタルトキニ於テ一時ニ多額ノ金額ヲ支拂ハシムルコトハ事業ノ經營ニ支障ヲ生スヘキヲ惧レ後述ノ如ク分割支給ノ途ヲ開カントス

六、內緣ノ夫婦ヲ配偶者ニ準スルコト（令第八條、令第九條、令第十條）

從來ノ遺族ハ法律上ノ關係ニ在ル者ノミヲ指シ內緣ノ夫婦關係ニ在ル者ヲ認メサリシヲ今回新ニ之ヲ認メ大體配偶者ニ準セシムルコト

七、分割支給ノ許可

從來身體障害扶助料及遺族扶助料ニ付之ヲ一時ニ支給セシメシモ今回ハ給付ノ增額及工場法ノ適用範圍ノ擴張ニ鑑ミ小工業主ノ爲メニ地方長官ノ許可ヲ受クタルトキハ之ヲ數回ニ分チテ支給スルコトヲ得ルコト

第三、職工ノ雇入及解雇

一、貯蓄金ニ關スル規定ノ整理

從來貯蓄金ニ關スル規定不明瞭ノ嫌アリシヲ以テ之ヲ改メ職工ヲシテ一定額ノ貯蓄ヲ爲サシムル强制貯金ト貯蓄ヲ爲スヤ否ヤ自由ナルモ貯蓄ヲ爲シタルトキハ工業主カ之ヲ管理スル任意貯金トニ分チ强制貯金ノ場合ニハ貯蓄ヲ爲スヘキ額並管理方法ニツキ地方長官ノ許可ヲ受ケシメ其拂戻ノ場合ハ施行令施行規則及府縣ノ施行細則ニ於ケル規定ヲ整理シテ左ノ如ク定ムルコト

(1) 職工ノ解雇又ハ死亡ノ場合

(2) 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ職工ヨリ請求アリタル場合

イ、職工カ十五日以上ニ亘リテ歸郷スルトキ

ロ、職工カ結婚又ハ喪祭ヲ行フ費用ニ充フ

ハ、職工カ負傷又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲メ勞務ニ服スルコト能ハサルコト十五日以上ニ亘リタルトキ

ニ、職工ノ家族若ハ內緣ノ夫婦關係ニ在ル者負傷シ又ハ疾病ニ罹リ其ノ療養十五日以上ニ亘リタルトキ

ホ、職工又ハ其ノ妻若ハ內緣ノ妻出產シタルトキ

ヘ、職工火災災難其ノ他不時ノ災厄ニ罹リタルトキ

ト、其ノ他地方長官ノ命スル場合

任意貯金ノ場合ニ付テハ其ノ管理方法ノミニ付地方長官ノ許可ヲ受クシメ且ツ其拂戻ノ場合ハ强制貯金ニ於ケル拂戻ノ場合ノ外ニ職工ノ請求アリタルトキハ直ニ之カ拂戻ヲ爲スヘキコト但シ强制貯金ニ於テ拂戻ヲ命スル場合ノ外ニ工業主ハ一月一回以上ノ拂戻期日ヲ定ムルコトヲ得ルコト

尙新ニ左ノ如キ職工解雇ノ制限、屋備證明書及就業規則ニ關シ規定ヲ設クルコト

二、職工解雇ノ制限

(1) 解雇ノ豫告　工業主側ヨリ職工ヲ解雇スル場合ニハ已ムコトヲ得ザル事由ニ依ルノ外ハ少クトモ二週間前ニ豫告スルカ又ハ二週間分ノ賃金ヲ支給スルコトヲ要スルコト

(2) 解雇ノ禁止　產前又ハ產後ノ女子及業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ニシテ休業中ノモノニハ前者ニ在リテハ產前四週間、產後六週間、後者ニ在リテハ二月間、工業主側ヨリ之ヲ解雇シ得サルコト

(3) 試期　(1)及(2)ニ定メタル事項ハ試期中ノ者即チ大體雇入後一週間以內ノ職工ニ付テハ適用セサルコト

三、屋備證明書ノ付與

職工解雇ノ場合ニハ於テ其請求アリタルトキハ工業主ハ屋備證明書、業務ノ種類及賃金ヲ記載シタル證明書ヲ與フ

四、就業規則ノ制定

(1) 制定手續

常時職工五十人以上ヲ使用スル工場ノ工業主ハ就業規則ヲ設ケ地方長官ニ屆出フルコトヲ要シ地方長官ハ要認メタルトキ其ノ變更ヲ命シ得ルコト

(2) 內容

就業規則ニハ大略左ノ事項ヲ定ムルコト

(一) 職工雇入ノ手續

(二) 始業終業ノ時刻及休憩時間、休日並就業時轉換ニ關スル事項

(三) 賃金其ノ他ノ給與ノ支給方法及支給時期

(四) 食費其ノ他職工ノ負擔トナルヘキ事項

(五) 賞與又ハ制裁ニ關スル定アルトキハ其ノ事項

(六) 解雇ノ事由及ノ豫告期間

(七) 職工ノ歸郷旅費ニ關スル事項

(八) 職工ニシテ貯蓄ヲ爲サシムル場合ニハ其ノ之ニ關スル事項

以上掲クル事項ニ付テハ工業主ハ職工ノ就業ニ關シ必要ナル事項ヲ規定シ得ルコト

(3) 周知方法

就業規則ハ之ヲ適當ノ方法ヲ以テ職工ニ周知セシムルコト

(4) 就業規則ノ制定セサルハ職工ノ就業ニ關スル諸條件及之ニ伴フ規律ノ內容ヲ明カニシ之ヲ職工ニ了知セシメ工場作業ノ進行ノ圓滑ヲ期セムトスルモノナリ

發行兼編輯人　高谷復次郎
印刷人　森本文次郎
發行所　京都市答座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

© Kyozomekai

別表ハ各所要ノ様式ニシテ其様式中ハ富士絹
合格印章ハ縦一寸七分丸形赤色)ヲ加フ
検出料二重検査ニ關スル件
大正五年二月八日商第二七八號依命通牒
第三十九條及第四十三條中何々　第四十二條
野蠶糸又ハ云々ハ絹紬ニ關スル改正ハシテ富
士絹ニハ無關係ナリ
第四十四ノ次ニ左ノ一章ヲ加フ本依命通牒
ハ第九章四十三條ヲ以テ終ナリ居レルヲ
今般富士絹檢査開始ニ付第十章四十四條ヲ以
テ富士絹ニ關スル條項ヲ設ケタルナリ
其大要左ノ如シ　第四十五條
生數以上ノ絹紡纖糸ヲ使用シタルモノハ富士
絹ト見做シ取扱フ富士絹ノ定義ナリ但シ第四
十二條第一項(絹紬ノ定義)ニ該當スルモノハ
此ノ限リニアラス
富士絹ニシテ絹糸以外ノモノヲ織ヲ込ミタル
モノハ織物ノ兩端ヨリ一寸以上ノ處ニ絹色ノ
絹糸ヲ幅一分位ニ一條ヲヽヽ織込ムコト
第四十六條ハ糸ノ纖度及ビ筬搏糸數ノ規程ナリ
左右巻ヲノ異ナリタル糸ヲ織ヲ込ミタルモノ
ハ其程度ニヨリ瑕疵又ハ不合格ト爲スコト
第四十五條第二項ノ織込(兩端ニ絹色線ノ織
込ミナキモノ)ヲ爲サヽルモノ　前號改正
◆工場法施行令及細則の改正意見
せらるべき要點は記載する處ありしか其後關係
組合及各工場の意見を取經め京都商業會議所よ
り答申せしもの左の如し
一、扶助第一項に就て職工に重大なる過失ある
場合にも原則として之を扶助せしむることに
は異存なきも此場合の扶助は然らざる場合に
對する扶助の約半額とすることに改められた
きこと
二、同上第五項障害扶助料並葬扶助料及葬祭料及
打切扶助料の增額を認め居れども總て此等は
現行の儘とし萬止むを得ずんば少額の增加に
止められたきこと
三、同上第六項内縁の夫婦を配偶者に準ずる
ことには異議なきも内縁關係を認定するに十分
なる誘當の規定を設けられたきこと
四、第三(職工雇入及解雇)第二項の(一)原則と
して解雇の事由を設けることには異議な
る事由に依る場合として認められんことを希
望す
五、同上(3)雇入の試期を一週間とせるを三週
間に改められたきこと
六、第四(母性の保護)第一項産後の女子に對す
る就業禁止期間を原則六週間例外四週間とせ
るを從來通り原則五週間例外三週間とせられ
たきこと
◆部長改選　各部長任期滿了に致き改選案を
行ひ當選せしもの左の如し
形彫部々長　小坂善太郎
仝　副部長　三枝弘
絞染部々長　松田直吉
印染部々長　大藪喜一郎
晒白部々長　安村長藏
茶染部々長　奥田平兵衛
仝　副部長　海田市太郎
灰汁附部々長　永田源次郎
機様染部々長　田畑房太郎
仝　副部長　小倉萬次郎
機械染部々長　服部松次郎
仝　副部長　吉本平次郎
◆健康保險法　本法律は既に前年四月發布せ
られ大正十三年度より實施せらるゝ筈なるか其
全條は左の如し
健康保險法
第一章　總則
第一條　健康保險に於テハ保險者カ被保險者ノ
疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付
又ハ傷病手當金、埋葬料分娩費若ハ出産手當
金ノ支給ヲ爲スモノトス
第二條　本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用
セラルル者カ勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受
クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘモノヲ
謂フ
賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及
評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三條　報酬ノ額ニ基キ保險料又ハ保險給付ノ
額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ
算定
標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金
付ヲ受クル權利ハ一年ヲ經過シタル時效ニ因
リテ消滅ス
前項ノ時效ノ中斷、停止其ノ他ノ事項ニ關シ
民法ノ時效ニ關スル規定ヲ準用ス
命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保險料其
他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ徴收ノ告知ハ民
法第百五十三條ノ規定ニ拘ラス時効中斷ノ効
力ヲ有ス
第五條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規
定スル期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算
ニ關スル規定ヲ準用ス
第六條　健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課
セス
第七條　保險者又ハ保險給付ヲ受ケヘキ者ハ被
保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戸籍ニ關シ戸
籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無
償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得
第八條　保險者ハ被保險者ヲ使用スル事業主ニ
對シ其ノ使用スル者ノ異動報酬其ノ他健康保
險ノ施行ニ必要ナル事項ニ關シ報告ヲ爲サシ
ノ又ハ文書ヲ提示セシムルコトヲ得
第九條　保險官署ハ必要アリト認ムルトキハ當
該官吏又ハ吏員ヲシテ保險事故ノ生シタル作
業ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得
第十條　主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ
一部ヲ命令ヲ以テ保險官署ニ委任スルコトヲ得
第十一條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收
金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ保險者ノ請求
アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ
處分ス此ノ場合ニ於テ保險者ハ徴收金額ノ百
分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ
前項ノ規定ニ於テ市町村トアルハ市制町村制
ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノ
トス
第一項ニ規定スル徴收金ノ先取特權ノ順位ハ
市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徴收金ニ次
キ他ノ公課ニ充ツモノトス
第十二條　政府ノ事業ニ使用セラルル者ニ關シ
テハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ
爲スコトヲ得
第二章　被保險者
第十三條　工場法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業
ル者ハ健康保險ノ被保險者トス但シ臨時ニ
使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモ
ノ及一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員ハ此ノ
限ニ在ラス
第十四條　前條ニ規定スル工場及事業場ヲ除ク
ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ
主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ及之ニ附屬ス
ル事業ニ使用ヲ目的トシテ設ケラレタル健康保險
ノ被保險者トス
一　鑛物ノ採掘又ハ採石ノ事業
二　物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ
解體ノ事業
三　電氣又ハ動力ノ發生、發送又ハ傳導ノ事
業
四　土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理
若ハ破壞ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定ス
ルモノ
五　地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事
業
六　前號ニ掲クルモノノ外陸上ニ於テ
爲ス貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ主
務大臣ノ指定スル事業
七　貨物積卸ノ事業
八　前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ認定
スル事業
前項ノ認可ヲ申請スル者ハ法人ニシテ其ノ事
業ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
一事業ニ於テ作業ノ場所ニ以上アル場合ニ於
テハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣其
ノ一又ハ二以上ノ作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得
第十五條　前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業
ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス
第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用
ス
第十六條　工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル工
場カ其ノ適用ヲ受ケサルニ至ルトキハ其ノ工場
ニ付第十四條ノ認可アリタリト看做ス
第十七條　第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被
保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル
日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規
定ニ該當セサルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ
喪失ス
第十八條　健康保險ノ被保險者ニ傷病手當金ノ支給ハ
業時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險
組合ヲ設立スルコトヲ得
被保險者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シ
テ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ被保險者ノ員數ハ合算シテ常時三百
人以上タルコトヲ要ス
第二十九條　健康保險組合ヲ設立セムトスルト
キハ組合員タル資格ヲ有スル被保險者ノ二分
ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作リ主務大臣ノ認
可ヲ受クヘシ
二以上ノ事業ニ付健康保險組合ヲ設立セムト
スル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業ニ付之
ヲ得ルコトヲ要ス
第三十條　前二條ノ規定ニ於テ被保險者トアル
ハ第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト
同時ニ健康保險組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス
場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルヘキ者トス
第三十一條　主務大臣ハ一事業ニ付第十三條ノ
規定ニ依ル被保險者常時五百人以上ヲ使用ス
ル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スル
コトヲ得
第三十二條　前條ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ
設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作リ設立
ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第三十三條　第十四條第三項ノ規定ハ第二十八
條、第二十九條及第三十一條ノ規定ノ適用ニ
付之ヲ準用ス
第十四條　健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケ
タル時ニ成立ス
第三十五條　健康保險組合成立シタルトキハ事
業主及其ノ事業ニ使用セラルル被保險者ハ總
テ之ヲ組合員トス
前項ノ被保險者ハ其ノ事業ニ使用セラレタル
ニ至リタルトキハ第二十條ノ規定ニ依ル被
保險者タルトキハ仍之ヲ組合員トス
第三十六條　健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務
大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生
セス
第三十七條　主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事
實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財産ノ狀況
ヲ檢査シ、規約ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必
要ナル處分ヲ爲ムコトヲ得
第三十八條　健康保險組合ノ役員ハ文書若ハ口
頭アリトキ又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他其
ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ主務大
臣ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務
ヲ執行セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費
用ハ健康保險組合ノ負擔トス
第三十九條　主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若
ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規
約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スル
虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財
産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト
認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又
ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得
第四十條　解散ニ因リテ消滅シタル健康保險組
合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス
第四十一條　本法ニ規定スルモノノ外健康保險
組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、
解散其ノ他健康保險組合ニ關シ必要ナル事項
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十二條　同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラル
ル被保險者ノ保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ
依ル
第四章　保險給付
第四十三條　被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテ
ハ療養ノ給付ヲ爲ス
前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ム
第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムル
トキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコ
トヲ得
第四十四條　療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場
合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ
保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ
代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得
第四十五條　被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコ
ト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ
一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金
額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹
リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ勞
務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起
算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス
第四十六條　病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ
又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得
産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保
險者ハ傷病手當金ノ規定ニ依リ之ヲ支給ス
第四十七條　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ
同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病
ニ付百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス
業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタ
ル場合以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病
手當金ノ支給ハ一年内百八十日ヲ超エテ之ヲ
爲サス
被保險者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金
ノ支給ヲ受クル期間療養ノ給付ヲ受ク
第四十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於
テ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養
ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ
爲スコトヲ得
一　他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ
受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタ
ルトキ
二　前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要ス
ル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實
ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請ア
リタルトキ
前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シ
タル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴
收ス
第四十九條　被保險者死亡シタルトキハ被保險
者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行
フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日
額ノ二十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其
ノ金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓
トス
被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ
依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋
葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ
於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額
ヲ支給ス
第五十條　被保險者分娩シタルトキハ分娩費ト
シテ二十圓ヲ出産手當金トシテ分娩ノ前後勅
令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分
ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス
第五十一條　保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ
又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保

第三十八條　健康保險組合ノ役員ハ文書若ハ口頭アリトキ又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他其ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ主務大臣ハ官吏又ハ其ノ他ノ者ヲ指定シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保險組合ノ負擔トス
第三十九條　主務大臣ハ健康保險組合ノ決議若ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ、組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得
第四十條　解散ニ因リテ消滅シタル健康保險組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス
第四十一條　本法ニ規定スルモノノ外健康保險組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、解散其ノ他健康保險組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十二條　同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルル被保險者ノ保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル
第四章　保險給付
第四十三條　被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス
前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得
第四十四條　療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得
第四十五條　被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス
第四十六條　病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ
産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ハ傷病手當金ノ規定ニ依リ之ヲ支給ス
第四十七條　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス
業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ一年内百八十日ヲ超エテ之ヲ爲サス
被保險者ハ前二項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ノ支給ヲ受クル期間療養ノ給付ヲ受ク
第四十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得
一　他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ
二　前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ
前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス
第四十九條　被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬日額ノ二十日分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ二十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ二十圓トス
被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス
第五十條　被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス
第五十一條　保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保

©Kyozomekai

険者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リテ減額スル事ヲ得

第五十二條　分娩ニ關スル保險給付ヲ行ハサル期間被保險者タリシ者ニ對シテハ之ヲ其ノ期間被保險者タリシ者ニ對シテハ分娩前一定ノ期間ニ關スル事ヲ得

第五十三條　分娩ノ前後ニ保險者ニ變更アリタル場合ニ於テハ分娩ニ關スル保險給付ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係アル保險者之ヲ分擔ス

第五十四條　出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間病手當金ハ之ヲ支給セス

第五十五條　被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十六條　前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ絶付ヲ受ケタルニ至リタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後九十日以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十七條　被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

第五十八條　疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セス

第五十九條　前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ本業主ヨリ之ヲ徴收ス

第六十條　被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ放意ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生

故意ニ依ル疾病負傷又ハ分娩ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサルニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十二條　保險給付ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ爲サス

一　陸海軍ニ徴收又ハ召集セラレタルトキ

二　木法施行區域外ニ在ルトキ

三　國家ノ他ノ公ニ準スヘキモノニ入院セシムルトキ

四　懲獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

他ノ法令及規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サス

前項ニ掲クル者ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第六十三條　保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十四條　保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケシムルトキハ保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ニ診斷ヲ行フコトヲ得

保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サヌコトヲ得

第六十五條　保險給付ノ支拂期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十六條　保險給付ノ支拂期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條　保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者ノ第三者カ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第六十八條　保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

第六十九條　保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第七章　費用ノ負擔

第七十條　國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ負擔ス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額カ被保險者一人ニ付一年平均二圓ノ割合ヲ超エサル場合ニ於テハ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス

第七十一條　保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徴收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條　被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ二十一條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第七十三條　業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ增加スルコトヲ得

第七十四條　被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ徴收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十五條　健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條若シクハ勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ增如スルコトヲ得

第七十六條　被保險者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徴收セス

一　傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クルトキ

二　第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

第七十七條　事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十八條　事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ賃金ノ支拂フヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第七十九條　保險料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章　審査ノ請求、訴願及訴訟

第八十條　保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第八十一條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ賦課又ハ徴收ノ處分ニ不服アル者ハ其ノ處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署ニ訴願シ其裁決ニ不服アタルトキハ保險官署ハ保險審査會ニ審査ノ請求、訴願及訴訟ノ裁決ニ關スル勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事項ハ之ヲ其ノ所屬ノ官廳ニ送付スルコトヲ得

第八十二條　保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第八十三條　保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケシムルトキハ保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ニ診斷ヲ行フコトヲ得

保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サヌコトヲ得

第八十四條　保險給付ヲ受クヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險給付ヲ爲サス

一　陸海軍ニ徴收又ハ召集セラレタルトキ

二　木法施行區域外ニ在ルトキ

三　國家ノ他ノ公ニ準スヘキモノニ入院セシムルトキ

四　懲獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

他ノ法令及規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ病院、病舎又ハ療養所ニ收容セラレタル者ニ對シテハ療養ノ給付ヲ爲サス

前項ニ掲クル者ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第八十五條　保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第八十六條　審査ノ請求ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ日ヨリ三十日以内ニ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百六十七條及第百七十四條乃至第百七十七條ノ規定ヲ準用ス

第七章　罰則

第八十七條　正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ檢ヲ拒ミ若ハ妨ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十八條　第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求ニ於テ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條　健康保險組合ノ理事ノ選擧ニ關シ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條　健康保險組合ノ第三十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處スルトキハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處ス

本法ニ基キテ發スル他ノ保險組合ニ關スル勅令ニ於テハ組合カ之ニ違反シタル場合ニ於テハ其ノ役員ヲ百圓以下ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコトヲ得

第九十一條　前二條ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ヲ準用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二條　保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徴收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十三條　被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ二十一條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

第九十四條　業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ勅令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ增加スルコトヲ得

第九十五條　被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ徴收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第九十六條　健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條若シクハ勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ增如スルコトヲ得

第九十七條　被保險者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ期間保險料ヲ徴收セス

一　傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給ヲ受クルトキ

二　第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルトキ

第九十八條　事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九十九條　事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ賃金ノ支拂フヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第百條　保險料ノ納付期日ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章　審査ノ請求、訴願及訴訟

第百一條　保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ第一次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ第二次健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ通常裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第百二條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ賦課又ハ徴收ノ處分ニ不服アル者ハ其ノ處分ヲ爲シタル保險官署又ハ健康保險組合ヲ監督スル保險官署ニ訴願シ其裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十七號

左記ノモノ職工名簿ニ登録シタルヲ以テ組合ノ手續ヲナシタリト此旨公示ス

大正十二年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員岡田　茂三郎職工
全　大橋　茂
全　手島正治
全　桂尾安一
全　橋川吾一
全　千歳哲英
全　吉井仁太郎
全　田中良助
全　島田佐七
全　池田佐吉
全　永山義隆
全　前田藤吉
全　浦山末吉
全　西田喜三
全　竹内義雄
全　牧野友信
全　水木常蔵
全　林恒蔵
全　柳川正市
全　泉原太平
全　岡正生
全　平松雄太郎
全　樋口文吾
全　橋本留男
全　高尾金次郎
全　木村勝次
全　小紋染部員渡邊源七徒弟
全　坪田長之助
全　橋原政秀
全　増田代三吉
全　阿部泰吉
全　武笠末雄
全　川村喜一郎
全　紋上檜部員田中仁一郎
全　糸絡色染部員平井敬之助徒弟
全　小紋染部員渡邊源七

◆公示第十八號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ屋號契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十二年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員藤本息次郎職工
全　木村孫次郎
全　岡上政次郎
全　植野清次郎
全　大橋茂職工
全　細口留次
全　岩田源作
全　方野竹次郎
全　藤井スミ
全　吉井千代松
全　安藤由太郎
全　中村嘉蔵
全　谷男
全　新谷秀
全　杉江新平
全　小島徳三
全　伊藤作蔵
全　高橋小兵衛
全　小西石蔵
全　松浦又吉
全　港善三郎
全　田中安太郎
全　百田新蔵
全　中川清次郎
全　松村四郎
全　松村新三郎

◆公示第十九號

左記ノモノ賢今組合員ニ於テ簿使スルコトヲ停止ス

大正十二年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員川村壽助徒弟
全　高井清
全　杉山豊次郎
全　高井圓蔵
全　土橋金春
全　川瀬佐太郎
全　岡部儀
全　前澤喜齊
全　永江久吉
全　宮崎井吉
全　谷口彌三郎
全　森松健二郎
全　川地仙吾
全　瀬川吉之助徒弟
全　酒井平三郎
全　田梨市太郎
全　宮田太一郎
全　吉野長次郎
全　井口房太郎
全　木田勇
全　湯川熊之助
全　加藤康一
全　上田貫一
全　柏川義作
全　辻尾菊治
全　宋又巌
全　三上誠之進
全　小紋染部員小林鶴三郎
全　見玉勘六
全　加藤哲次郎
全　瀬原喜作

◆公示第二十號

當組合役員左ノ通リ認可セラル此旨公示ス

大正十二年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

京都府指令二商第一五六七號

京都染物同業組合

科目　本年度豫算　本年度決算

第一款　勅業費　一、六二〇、〇〇〇　一、六二〇、〇〇〇

第二項　勅業費　一、六二〇、〇〇〇　一、六二〇、〇〇〇

第二款　雑收入　二、三〇〇、〇〇〇　二、三〇〇、〇〇〇

第一項　雑收入　二、三〇〇、〇〇〇　二、三〇〇、〇〇〇

科目　本年度豫算　本年度決算

第一款　組合經費　一、四二〇、〇〇〇　一、四二〇、〇〇〇

第一項　組合經費　一、四二〇、〇〇〇　一、四二〇、〇〇〇

第二款　雑收入　二、三〇〇、〇〇〇　二、三〇〇、〇〇〇

第一項　雑收入　二、三〇〇、〇〇〇　二、三〇〇、〇〇〇

第一款　勅業費　一、六二〇、〇〇〇　一、六二〇、〇〇〇

第一項　勅業費　一、六二〇、〇〇〇　一、六二〇、〇〇〇

二項　勅業費　一、六二〇、〇〇〇　一、六二〇、〇〇〇

◆公示第二十一號

大正拾貳年拾壹月九日定期組合代議員ニ於テ承認ヲ受ケタル大正拾壹年度組合經常費收支決算左ノ通ニ付此旨公示ス

大正拾貳年拾貳月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

副組長　福井繁太郎
全　服部松次郎
出納役　菅野松次郎
評議員（拾五名）
河合忠次郎　田畑房次郎
清水藤三郎　吉木平次郎
吉江和吉　小島彌七
杉木德次郎　永井政次郎
井深英之助　池田伊三郎
松岡健次郎　大村正太郎
森田菊之助　竹次郎
久保田與三郎　芝

©Kyozomekai

三項　補習學校費	六〇〇・〇〇〇
四項　勧業奬勵費	三、〇〇〇・〇〇〇
五項　月報費	九〇〇・〇〇〇
第二款　試驗所費	一、七〇〇・〇〇〇
一項　技師給	三、〇〇〇・〇〇〇
二項　機械器具費	一、〇〇〇・〇〇〇
三項　研究費	一、八〇〇・〇〇〇
第三款　所費	九、一〇〇・〇〇〇
一項　印刷費	三〇〇・〇〇〇
二項　文具費	一、六〇〇・〇〇〇
三項　通信費	一、二〇〇・〇〇〇
四項　月報費	四、四〇〇・〇〇〇
五項　諸給料	九〇〇・〇〇〇
一　理事給	九〇〇・〇〇〇
二　書記給	三、六〇〇・〇〇〇
三　臨時雇給	五〇〇・〇〇〇
四　使丁給	一、〇〇〇・〇〇〇
第四款　雑用費	八、七〇〇・〇〇〇
一項　備附品費	一、七〇〇・〇〇〇
二項　點燈費	六〇〇・〇〇〇
三項　消耗費	一、二〇〇・〇〇〇
四項　修繕費	一、四〇〇・〇〇〇
五項　雑費	一、五〇〇・〇〇〇
六項　保險費	六〇〇・〇〇〇
七項　旅費	一、〇〇〇・〇〇〇
第五款　雑給費	一、三〇〇・〇〇〇
一項　報酬	三、四〇〇・〇〇〇
二項　會議費	三、三〇〇・〇〇〇
三項　旅費	一、二〇〇・〇〇〇
四項　宿直費	九〇〇・〇〇〇
五項　賞與費	四、五〇〇・〇〇〇
第六款　陳列場費	一、四〇〇・〇〇〇
一項　修繕費	一、四〇〇・〇〇〇
二項　不用品賣却代	一〇〇・〇〇〇
三項　廣告料	五〇〇・〇〇〇
四項　經費金	四、九〇〇・〇〇〇
五項　特別收入	一、二〇〇・〇〇〇
合計金	一、九九〇・〇〇〇
差引殘金	一、九九〇・〇〇〇

右殘金ノ内貳千圓ハ機械購入準備金トシテ積立テタリトセントス

◆公示第二十二號

大正拾年度組合部員住所氏名ノ通リ組合代議員ノ選挙ヲ行ヒタリ

大正十二年十二月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

建築費貸借表

金七萬〇七百拾九圓四拾貳錢　負債總額

内譯

金五萬七千九百六拾壹圓八拾六錢

土地三百六十四坪五合四勺代

金壹千參百〇七圓五拾六錢　登記料其他雜費

金壹萬壹千四百五拾圓　負債償却ノタメ借替

金五萬壹千貳百六拾九圓四拾貳錢　負債償却額

内譯

金五萬壹千圓　負債ノ内償却高

金貳百六拾九圓拾貳錢　雑費ノ内償却高

差引金壹萬九千四百五拾圓　現在負擔總額

臨時經費收支計算表

金五萬九千〇四拾四圓九拾錢　收入總額

内譯

金四萬七千五百九拾四圓九拾錢　大正十一年七月以降同十二年十一月十五日迄徴收

金壹萬壹千四百五拾圓　負債償却ノタメ借替

金五萬九千〇參拾七圓八拾錢　支出總額

内譯

金五萬壹千圓　負債償却高

金參千貳百參拾參圓六拾七錢　前納ニ對スル一割歩金

金四千貳百六拾四圓　借入金ニ對スル利子金

金五百四拾圓拾參錢　諸費

差引金七圓拾錢　現在金

◆組合代議員會　大正十二年十月十九日午後六時定期組合代議員會ヲ開き役員撰擧及大正拾壹年度組合經費收支決算報告ヲ為す第一に本

© Kyozomekai

六	六〇〇・〇〇〇
七	一、六〇〇・〇〇〇
八	八五〇・〇〇〇
九	四九〇・〇〇〇
一〇	一四九・〇〇〇
一一	一九四・〇〇〇
一二	二五三・〇〇〇
一三	四九七・〇〇〇
一四	六五七・〇〇〇
一五	九一五・〇〇〇
一六	三〇二・〇〇〇
一七	一三二・〇〇〇
計	三、三〇〇・〇〇〇

◆特許權利ニ就テハ特許局ハ九月一日火災ニ依リ特許實用新案商標意匠ノ原簿焼失せるため之れらの登録所有者ハ今後の權利を保全するため其回復の手續ヲ為するは勿論なるか若し之を怠る如きありては不利に陥すれは此際注意あるべきなり

右特許權ニ付別紙特許發明ノ明細書、圖面及日録ノ書面相添ヘ登録ノ回復申請候也

大正　年　月　日

住所

氏名

特許局長官崎川才四郎殿

目録

一、特許證

一、特許料領收證

意匠權登録回復申請書

一、意匠登録番號

一、意匠ノ名稱

一、出願年月日

一、願書番號

一、登録年月日

一、意匠ヲ現ハスヘキ物品及其ノ類別

一、最近納付シタル意匠登録料及其ノ納付年月日

右意匠權ニ付別紙意匠權請求ノ範圍ヲ記載シタル書面、圖面三通並必要ナル說明書及日録ノ書面相添ヘ登録ノ回復申請候也

大正　年　月　日

住所

氏名

特許局長官崎川才四郎殿

目録

一、意匠登録證

一、意匠登録料領收證

實用新案權登録回復申請書

一、實用新案登録番號

一、實用新案ノ名稱

一、出願年月日

一、願書番號

一、出願公告年月日

一、登録年月日

一、最近納付シタル實用新案登録料及其ノ納付年月日

右實用新案ニ付別紙實用新案ノ說明書、圖面及目録ノ書面相添ヘ登録ノ回復及申請候也

大正　年　月　日

住所

氏名

特許局長官崎川才四郎殿

目録

一、實用新案登録證

一、全　料　領收證

◆營業稅調査に就て　別項營業稅調査に就き左の通り稅務署は商業會議所を經て照會し來りたり右に關し當組合よりは何れ納稅賣格者に對し一ケ年の製產高申出ての請求をなすべければ正直に申出てらるべし尤も扇高は組合限り秘密とし他に發表せさるものとす要するに組合は之を參考とし賣格順位を定め稅務署へ報告するものにて稅務署は之を以て直に課稅するものにあらさるなり

大正十三年分營業稅標準調査ノ參考ニ資シ度候間貴組合聯合會各組合每ニ別紙ノ事項御調査ノ上來ル大正十三年一月十日迄ニ御取纏メノ上御提出相成候樣致度右御照會ニ及候也

追テ本案改正稅法實施後最初ノ試トシテ豫テ御相談ノ御主旨ノ實現トモ被存候儘調書作製ニ方リテハ慣重御審議ノ上適確ナル調書御提出相成候樣御配意相願度一面當署調査ト相俟テ益賦課ノ公正ヲ期シ度見込ニ付右御含ノ上各組合ニ對シ可然御示達方特ニ御手數相煩度申添候

大正　年　月　何日

組合

稅法第卅三條ノ二ニヨル大正十三年分營業稅課稅標準ニ關スル調書

課稅標準ニ關スル調査ノ狀況	標準	營業場	氏名

記載例

一、本調書ハ上京區及下京區各別ニ調製スルコト

一、課稅標準指數ハ上京區及下京區各別ニ最高ヲ一、〇〇〇トメ、其本金額ヲ課稅標準トスル業種ニアリテハ其收入ニ依リ指數ヲ表示スルコト

一、二ケ所以上ニ店舗又ハ營業場ヲ有スルモノハ各店舗又ハ營業場每ニ營業者ノ異ナルモノトシテ指數ヲ表示スルコト

一、二種類以上ノ商品ヲ取扱フモノニ對シテハ其取引商品ノ一ニ就テ指數ヲ表示スルコト

一、左記事項ヲ摘要欄ニ記載スルコト

イ、先物取引ノ有無并其取引高ノ概數

ロ、兼業ノ有無并ニ其業名

ハ、二種以上ノ同業組合ニ加入セルモノニアリテハ其加入セル組合名稱

ニ、全業組合員ニシテ其組合ニ關係ナキ種類ノ商品ヲ取扱フモノニ對シテハ其商品種目

ホ、支店又ハ出張所ヲ有スルモノハ其所在地

一、前年ニ對スル盛衰ノ狀況ハ盛、稍々盛、異動ナシ、稍々衰、衰等簡單

◆糸染徒弟競技會　糸絹色染部は西陣織物に對する各種染色を為す專門業者の結合なるか織物は時々刻々に改良せらるゝに隨ひ染色業も之に伴ひ從來の舊式を固守する能はさる現代に至り之れか機關の具はらさるを道誠とし當時の部長たる平居敬之助を始として部役員たる松田辰三郎、松原重四郎、松村舛之助、文宇市二郎、早崎景三、土橋佐太郎、中村喜三郎、木下政次郎、藤原定次郎、佐々木清三郎、小川拾吉、入江鶴市、下西巳之助、野村音次郎の諸氏は熱心之れか研究の結果主として之れが技術に從事する職工徒弟の技術を奬勵し一方各部員が協力一致して別に研究の方法を設くるの必要を認め先づ敢初に第一回の競技會を開くことゝし去る拾月以來準備する處ありしが出品希望者意外に多く十一月十五日を以て締切りとなす廿五日午後一時より市立染織試驗場長高力直寛氏を審査長に高等工藝學校教諭古城鴻一、工業學校教諭魚井光三郎、當試驗場技師辻井和三郎、松井義三郎、吉村半次の諸氏御實業家方面より下村大丸店大仲辰太郎、高島吳服店古谷兵次郎の諸氏に嘱托し審査の方針としては流行色を第一とし染法を第二に整理工程を第三として各部名審査

© Kyozomekai

三項　補習學校費	六〇〇・〇〇〇
四項　勧業奬勵費	三、〇〇〇・〇〇〇
五項　月報費	九〇〇・〇〇〇
第二款　試驗所費	一、七〇〇・〇〇〇
一項　技師給	三、〇〇〇・〇〇〇
二項　試驗原料費	一、〇〇〇・〇〇〇
三項　研究費	一、八〇〇・〇〇〇
第三款　所費	九、一〇〇・〇〇〇
一項　印刷費	三〇〇・〇〇〇
二項　文具費	一、六〇〇・〇〇〇
三項　通信費	一、二〇〇・〇〇〇
四項　諸給料	四、四〇〇・〇〇〇
一　理事給	九〇〇・〇〇〇
二　書記給	三、六〇〇・〇〇〇
三　臨時雇給	五〇〇・〇〇〇
四　使丁給	一、〇〇〇・〇〇〇
第四款　雑費	八、七〇〇・〇〇〇
一項　備附品費	一、七〇〇・〇〇〇
二項　點燈費	六〇〇・〇〇〇
三項　消耗費	一、二〇〇・〇〇〇
四項　修繕費	一、四〇〇・〇〇〇
五項　雑費	一、五〇〇・〇〇〇
六項　保險費	六〇〇・〇〇〇
七項　旅費	一、〇〇〇・〇〇〇
第五款　雑給費	一、三〇〇・〇〇〇
一項　報酬	三、四〇〇・〇〇〇
二項　會議費	三、三〇〇・〇〇〇
三項　旅費	一、二〇〇・〇〇〇
四項　宿直費	九〇〇・〇〇〇
五項　賞與費	四、五〇〇・〇〇〇
第六款　陳列場費	一、四〇〇・〇〇〇
一項　修繕費	一、四〇〇・〇〇〇
二項　不用品賣却代	一〇〇・〇〇〇
三項　廣告料	五〇〇・〇〇〇
四項　經費金	四、九〇〇・〇〇〇
五項　特別收入	一、二〇〇・〇〇〇
合計金	一、九九〇・〇〇〇
差引殘金	一、九九〇・〇〇〇

第一款　組合經費　一、九二〇・〇〇〇

一項　等級割　一、九二〇・〇〇〇

二項　戸數割　一、九二〇・〇〇〇

第二款　雑收入　二、三三〇・〇〇〇

一項　證票料　一二〇・〇〇〇

二項　不用品賣却代　一〇・〇〇〇

三項　廣告料　五〇・〇〇〇

四項　經費金　四、九〇〇・〇〇〇

五項　特別收入　一、二〇〇・〇〇〇

合計金　一、九九〇・〇〇〇

支出ノ部

前年度豫算　本年度豫算

科目

收入ノ部

前年度豫算　本年度豫算

科目

第一款　組合經費　一、九二〇・〇〇〇　一、九二〇・〇〇〇

一項　等級割　一、九二〇・〇〇〇　一、九二〇・〇〇〇

二項　戸數割　一、九二〇・〇〇〇　一、九二〇・〇〇〇

第二款　雑收入　二、三三〇・〇〇〇　一、八三〇・〇〇〇

一項　證票料　一二〇・〇〇〇　一二〇・〇〇〇

二項　不用品賣却代　一〇・〇〇〇　一〇・〇〇〇

三項　廣告料　五〇・〇〇〇　五〇・〇〇〇

四項　經費金　四、九〇〇・〇〇〇　四、九〇〇・〇〇〇

五項　特別收入　一、二〇〇・〇〇〇　一、二〇〇・〇〇〇

合計金　一、九九〇・〇〇〇　一、九九〇・〇〇〇

大正十三年度賦課決等級戸數賦課率

等級	前年賦課率	本年賦課率	總戸數
一	一〇	三〇〇	三、五〇〇
二	八	一〇〇	一、七〇〇
三			

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

新任の辭

八木伊三郎

大正拾參年を迎へ我皇上の萬歳を祝し奉り以て組合員各位の幸福に新る顧みれば吾經濟界に於ける既往數年間の趨勢は順調ならず常に需用と供給の平衡を失し次第に沈滯の傾きを以て運行し來りたり之を以て活潑なる商工上の取引なく金融界は銀行破綻の影響を受け何れも驚くに足らざる戒を以てし漸々人心を長閑せしめたり僅かに以前の好況時代を空想し其の恢復期の到るを待つもの皆に染業界のみにあらざりしも大正九月に至り關東地方は未曾有の震災あり一般人心は絶望の淵に沈淪し殆んど五里霧中に彷徨するの感なきにあらざりしも所かる暗澹たる時代に拘はらず我組合は役員任期の滿了せるより改選事を行はざるべからざる必要に迫まられ之を行ひたる結果不肖の一部推されて組長の重任を負ふに耐へざる光榮に與り然れども思ひて考ふるに材薄く識浅しして此重任に堪ふる能は無論にあるまじきものなりと雖ども誠心誠意を以て本業に盡し以て三百六百有餘の組合員諸氏の後援を待ち創期努力せば或は理想の一端を現實に示す得ないと信ずるものなり

愚ふに本組合は創立以來茲に三拾貳年此種の團体として實に尠なき所なり之れ先輩諸氏の熱誠なる苦心經營の賜ものにして基礎亦鞏固なり今之を繼承したる以上は能く守成の途を講し組合發達の目的を貫徹し其目的に向かつて進行すべき責任を發揮し其目的に向かつて進行すべき責任を發揮し其目的に向かつて進行すべきなり既往の組合よりの決議問題にして着手せられざるものあるも無論も第一に解決すべき問題は事務所改築にして事業の計畫を遂行する必要上より去る大正拾一年度始めて此議あり各種の手續を經て實行に着手せるものなるも時況非にして物價之に伴はず爲めは事業遲々として進まず事情は種々ありと雖ども一頓挫を來たしたるは事實にして之れ遺憾の極とす然れども改築の必要は均しく認めらるゝ所にして異議なきものになれは只時期の如何に依て其成就せしひるも敢て困難なりとは信ぜざるなり其他現在染物は各種に分類せられ何れも其特長を有する京染として世に歓迎せらるゝと雖ども悉く内地の需用を満たすに過きず特に近時各府縣共に染織業の奬勵せらるゝと共に各地に當業の發興するあり之れ於是か組合員たるものは長夜の睡眠より覺めさるべからず宜しく奮ふて將來の得意先を海外に求むるの急務なるを知るを以て之に對する諸種の案件は漸を以て發表する所あるへし其他完全なる購買組合金融機關染色試驗及檢査の方法より組合の目的たる斯業の改良發達より利益增進の方法に關する各種の施設に就ては何れも具体案を供へて諮る所あるへきは勿論なるも暫らく貴すに時日を以てし組合員諸君亦後援の勞を惜ひなからんことを切望して已まざる所以なり

公示

◆公示第一號

徒弟屋傳奨約年限ヲ修了シタル左記六十五名ニ對シ修業証書ヲ授與ス此段公示ス

大正拾三年一月廿五日

組長　八木伊三郎

年月日　組長㊞

一修業年限　自年月日　至年月日

右修了ノ旨授業師〇〇ノ證告ヲ領シ茲ニ京都染物同業組合定款ノ規定ニ依リ修業狀ヲ附與ス

諸色染　田中常次郎徒弟
全　西島善之助ノ
全　笠木　市松ノ
全　谷口徳次郎ノ
全　余田　太七ノ
全　遊下善太郎ノ
全　御召再整　細田外次郎ノ
全　浸落部　東原其之助ノ
全　紋上畫部　高谷菊次郎ノ
全　洗色抜部　田中定次郎ノ
全　友仙部　渡邊　米吉ノ
全　神田　英一ノ
全　岡部　儀ノ
全　横意儀三郎ノ
全　吉川淺太郎ノ
全　河田樂太郎ノ
全　北村末次郎ノ
全　藤本息次郎ノ
全　中司與一郎ノ
全　中村國五郎ノ
全　小林信藏
全　眞田　政吉ノ
全　平井包太郎ノ
全　長谷川松次郎ノ
全　鳥田喜三郎ノ
全　早川幸太郎ノ
全　横田　利一
全　岡島　重助ノ
全　内貴　庄八ノ
全　堀田伊三郎ノ
全　平井　市松ノ
全　小紋染部高木八十次郎ノ
全　西野　米次郎
全　倉骨　俊
全　衣笠　貞造
全　森口喜代治
全　茶染部　阪本源三郎
全　杉本桑次郎
全　谷口新三郎
全　村井拾藏
全　高谷猪之助
全　中島　健三
全　吉村愛之助
全　南谷　亮一
全　要　桑
全　東谷　徳雄
全　若林　米吉
全　松本幸次郎
全　河崎　辻吉
全　安田一雄
全　荒井仙太郎
全　中司與一郎
全　藤本息次郎
全　中原宇市
全　糸練部　杉本徳次郎
全　練物部　西浦　宗吉
全　里見　稔
全　安村登次郎
全　藤田喜太郎
全　加藤竹次郎
全　福井ヒサ
全　吉原フク
全　田中増三
全　藤村末吉
全　杉本末吉
全　中山慶三郎
全　田邊三郎
全　遠谷久五郎
全　吉田留三郎
全　北川太三郎
全　前田松次郎
全　細森喜三郎
全　時岡安太郎
全　高田光之
全　石本藻次郎
全　壁本外次郎
全　陸田佐一郎
全　中山中次郎
全　古田龍太郎
全　北村猪之助
全　前田駒吉ノ
全　海道猛
全　角橋藤吉ノ
全　井上シナ
全　河村宗造ノ
全　白井定雄
全　木村鶴兵衛
全　臼井ハルエ
全　鳥崎梅二
全　林佐吉ノ
全　杉本徳次郎
全　小山延太郎
全　西浦宗吉
全　里見稔
全　安村登次郎
全　藤田喜太郎
全　加藤竹次郎
全　福井ヒサ
全　吉原フク
全　田中増三
全　藤村末吉
全　杉本末吉
全　中山慶三郎
全　田邊三郎
全　遠谷久五郎

◆公示第二號

徒弟屋傳奨約年限中善行者ト認ムヘキ左記三十三名ニ奨賞狀ヲ授與ス此段公示ス

大正十三年一月廿五日

組長　八木伊三郎㊞

奨賞狀

右ハ徒弟契約以來品行端正ニシテ業務ニ精勤シ能ク後進者ヲ誘導扶掖シテ其本分ヲ盡シ誠實

公示

一、扶助原因制限ノ改正

職工ノ重大ナル過失アリタル場合ニハ從來扶助スルコトヲ要セサリシモ（今第四條）之ヲ改メタル職工ニ重大ナル過失アル場合モ原則トシテ之ヲ扶助セシムルコトトシ單ニ休業扶助料ニ限リ故意ニ業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサリシニ因リタル場合ニハ地方長官ノ許可ヲ得テ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得セシムルコト

二、健康保險法トノ關係ノ整理

健康保險法ニ於テハ其ノ被保險者カ業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付六ケ月療養ノ給付ヲ爲シ又ハ傷病手當金ヲ支給スルニ至ルヲ以テ本令ニ於テハ同法ノ被保險者タル職工ノ負傷又ハ疾病ニ付テハ六ケ月經過スルモ營治癒セス勞務ニ服スルコト能ハサルトキニ工場法ニ依リ夫々療養シ休業扶助料ヲ支給スルコト但シ健康保險法ノ被保險者ニ非サル者ニ付テハ從來ノ通リ當初ヨリ工場法ニ依ル療養シ休業扶助料ヲ支給スルコト（今第五條今第六條）

尚葬祭料ニ付テモ健康保險法ニ依リ埋葬料ノ支給セラルル場合ニハ工場法ニ於テ之ヲ支給セサルコト

三、扶助料算出標準ノ變更（今第十六條）

扶助料算出ノ標準タル賃金ノ算出方法ヲ改メイ、健康保險法ノ被保險者タル職工ニ付テハ同法ノ規定ニ依リ其ノ者ニ付定メラル、報酬日額ニ據ルコト

ロ、健康保險法ノ保險者ニ非サル職工ニ付テハ事故發生前三十日間ノ賃金ヲ其ノ期間ヲ以テ除シタル額ニ據ルコト但其ノ事故發生前ノ就業三十日分ノ平均賃金ノ六割ヲ最低標準トスルコト

四、休業扶助料ノ變更（今第六條）

從來ノ賃金「二分ノ一」以上トアルヲ賃金「百分ノ六十」以上ニ、賃金「三分ノ一」以上トアルヲ賃金「百分ノ四十」以上ニ改メ且一日ニ付賃金「百分ノ六十」以上ヲ支給スル期間ヲ他疾病保險法ニ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付六十日間ノ場合ニ於テハ賃金「百分ノ四十」以上ヲ支給スル期間ヲ從來ノ通リ六十日間ニ改メタルコト

五、障害扶助料、遺族扶助料、葬祭料及打切扶助料ノ增額

イ、身體ニ障害ヲ殘シタル場合ニ於ケル扶助料ヲ左ノ如ク改ムルコト（今第七條）

（一）終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ（現行法百七十日分以上）賃金五百四十日（一年半）分以上

（二）終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ（現行法百五十日分以上）賃金三百六十日（一年）分以上

（三）從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ健康舊ニ復スル能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ（現行法百日分以上）賃金百八十日（六ケ月）分以上

（四）身體ヲ障害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ（現行法三十日分以上）賃金六十日（二ケ月）分以上

ロ、遺族扶助料ノ額（從來賃金百七十日分以上ナリシヲ之ヲ賃金三百日（十ケ月）分以上ニ改ムル事

ハ、葬祭料ハ從來十圓以上ナリシヲ賃金廿日分（但廿圓ニ滿チル時ハ廿圓）以上トナス事

ニ、三年間療養シ營治癒セサルトキハ賃金百七十日分以上ヲ支給セルヲ改メラ賃金三百日（十ケ月）分以上ヲ支給セシムルコト

六、內縁ノ夫婦ヲ配偶者ニ準スルコト（今第八條今第九條今第十條）

從來遺族ハ法律上ノ關係ニ在ル者ノミヲ指シ內縁ノ夫婦關係ニ在ル者ヲ認メサリシヲ今回新ニ之ヲ認メ大體配偶者ニ準セシムルコト

七、分割支給ノ許可

從來身體障害扶助料及遺族扶助料ニ付之ヲ一時ニ支給セシメシモ今回ハ給付ノ增額及工場法ノ適用範圍ノ擴張ニ鑑ミ小工業主ノ爲ニ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ數回ニ分チテ支給スルコトヲ得ルコト

職工ノ屋入及解屋

職工ノ屋入及解屋ノ整理

イ、貯蓄金ニ關スル規定不整備ノ現狀

以テ之ヲ改メ職工ヲシテ一定額ノ貯蓄ヲ爲サシムル强制貯金ト貯蓄ヲ爲スヤ否自由ナル貯蓄ヲ爲シタルトキハ工業主カ之ヲ管理スル任意貯金トニ分チ强制貯金ハ貯蓄ヲ爲スベキ額其管理方法ニ關シ地方長官ノ許可ヲ受ケシメ其ノ拂戻ノ場合ニ施行ス規則及府縣ノ施行細則ニ於テ規定ヲ整理シタル左ノ如ク定ムルコト

(1)職工ノ解屋又ハ死亡ノ場合

イ、職工カ十五日以上ノ欠勤ヲ爲シタル場合

ロ、職工カ結婚又ハ疾病ニ罹リ其ノ費用ニ充フルトキ

ハ、職工カ負傷又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルコト十五日以上ニ亘リタルトキ

ニ、職工ノ家族ハ內縁ノ夫婦關係ニ在ル者負傷シ又ハ疾病ニ罹リ其ノ療養十五日以上ニ亘リタルトキ

ホ、職工又ハ其ノ妻若ハ內縁ノ妻出產シタルトキ

ヘ、職工火災或ハ其他ノ事故ノ時ノ見舞ニ罹リタルトキ

ト、其ノ他地方長官ノ命スル場合

任意貯金ノ場合ニ付テハ管理方法ノミニ付地方長官ノ許可ヲ受シメ且ツ其ノ拂戻ノ場合ハ强制貯金ニ於ケル場合ノ外ニ職工ノ請求アリタルトキハ直ニ之ヲ拂戻ヲ爲スノキコト但シ强制貯金ニハ拂戻ヲ命スル場合ノ外ハ工業主ハ一月間以上ノ拂戻期日ヲ定ムル事ヲ得ルコト

(2)解屋ノ禁止　產育又ハ產後ノ女子及業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ニシテ休業中ノモノニハ前者ニ在リテハ產前四週間、產後六週間、後者ニ在リテハ二ケ月間、工業主側ヨリ之ヲ解屋シ得サルコト

(3)試期及定メタル事項ハ試期中ノ者即チ大體屋入後一週間及百ノ職工ニ付テハ週間ヲ以テ試期トスルコト

二、職工解屋ノ制限

(1)解屋ノ豫告　工業主側ヨリ職工ヲ解屋スル場合ニハ己ムコトヲ得ス事由ニ依ルノ外ハ少クトモ二週間前ニ豫告スルカ又ハ二週間分ノ賃金ヲ支給スルコトヲ要スルコト

(2)解屋ノ禁止　產育又ハ產後ノ女子及業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル者ニシテ休業中ノモノニハ前者ニ在リテハ產前四週間、產後六週間、後者ニ在リテハ二ケ月間、工業主側ヨリ之ヲ解屋シ得サルコト

(3)試期及定メタル事項ハ試期中ノ者即チ大體屋入後一週間及百ノ職工ニ付テハ週間ヲ以テ試期トスルコト

© Kyozomekai

ニ其期間ヲ満了セシハ他ノ機縁トナスニ足ル仍テ本組合ハ定款ノ規定ニ遵ヒ茲ニ褒賞狀ヲ附與シ其善行ヲ表彰ス

年　月　日

組長

猿谷久五郎	西野米次郎
谷口新三郎	村井拾藏
東谷　徳松	北川太一郎
西浦　宮吉	里見　稔
長谷川松三郎	福井　ヒチ
中原　宇市	小林　信藏
早川幸太郎	春村　末吉
藤田菊太郎	前田松次郎
前川　强	高谷玄之助
廣瀬　外一	木下　良治
白井　定雄	並河長太郎
	衣笠　貞造
	要　榮
	小山鳴太郎
	安村登次郎
	田中　增造
	青木　三次
	吉原　フチ
	吉村愛之助
	杉本　末吉
	田邊　三郎
	上田　岩吉

雜報

◎褒賞狀授與式　毎年の例に依り一月廿日午前拾時商業會議所に於て授與式を擧く當日は職工徒弟に對する褒賞狀及修業証を授與するに先だち十二年度組合代議員會の決議に基く前組長木村鶴兵衛出納役森友七両氏に贈呈すべき記念品及功勞感謝狀の授與式を兼ねたるものなるを以て定刻に至り福井副組長開會の挨拶をなし八木組長は該兩氏へ功勞感謝狀朗讀ありて式を終り更に福井副組長は改めて修業証及褒賞狀授與式に移るべき報告し順次証書の授與を終り京都府知事代理後藤産業部長の斯業改善に資する第一歩としては之に從事する技術者の奬勵に努むるの必要なる所以と受証者諸氏は今後は獨立自營し邦家のため大に産業の發達に盡さゝるへからさることを訓戒せられ次に市長代理今村市勝役の告辭代讀せられたる外來賓の祝辭左の通り

京都染物同業組合カ本日ヲトシ組合功勞者表彰並徒弟修業証書授與ノ式ヲ擧ケラレタコトハ尚ホ慶賀ノ堪ヘサル時代ノ趨勢ニ順應シテ流行ノ變化ヲ先ヲ制シ表彰スヘキ光榮ニ浴スルモノ多カラン事ヲ期シ表彰ノ光榮ニ浴スルモノハ其ノ人ノ技術ノ優秀ナルコトハ勿論ナレトモ其ノ人ノ人格ノ高尚ナルコトモ亦ト相俟テ其ノ人ノ人格ノ高尚

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第三號

左記ノモノ職工徒弟取締規約第十六條ニヨリ屋號契約ヲナシタリ此旨公示ス

大正十三年三月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

馮駕寺部員宮部　馮駕寺弟子
友仙部員　庄江之助
〃　横田喜三郎
〃　丸尾文次郎
〃　下道倉之助
〃　鎌田豊次郎
〃　加藤仁蔵
〃　西出三治
〃　鄭成鉉
〃　鄭元山
〃　鄭相基
〃　鄭鳳述
〃　鄭鎬鉉
〃　足立勝巳
〃　大谷唯一
〃　藤原重一
〃　横關光政
〃　山本彌三郎
〃　井上芳一
〃　川崎由之助
〃　熊谷多利治
〃　鄭基烈
友仙染部員宮崎[illegible]
紋上繪部員渡邊八七
紋上繪部員水谷力次郎
小紋染部員[illegible]
紋上繪部員津田長蔵
形彩部員宇野米吉
茶染部員[illegible]
友仙部員大[illegible]
御召再整部員山口八三郎
小紋染部員渡邊[illegible]
〃　山本彌三郎
〃　井上芳一
〃　川崎由之助
〃　熊谷多利治
〃　鄭基烈
〃　野田吉一
〃　飯山秋滴
〃　山内タエ
〃　佐々木ツナ
〃　川田六良

◆公示第四號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ屋號契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十三年三月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員青木　圓助職工
〃　林　太三郎
〃　北川榮太郎
〃　久野耗三郎
〃　田中定吉
〃　薄木定二
〃　高田治三郎
〃　清代長治
〃　山北舜市
〃　柿本嘉造
〃　村田仲太郎
〃　原田又治郎
〃　岡本悦一
〃　木村榮次郎
〃　森爲吉
〃　梅垣修平
〃　林善太郎
〃　田中新次郎
〃　清水辛三
〃　上田岩次郎
紋上繪部員熊野忠次郎
〃　山口庄八
〃　平松惣太郎
友仙染部員瀧澤善八
〃　石原林吉
小紋染部員渡邊源七
〃　増田代三吉
茶染部員木村勘兵衛
〃　臼井ハルエ
張物部員大菅榮三郎
〃　吉田リク
〃　梅林高一
〃　田中庄右衛門

◆公示第五號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付定款第十七條ニヨリ組合員ニ於テ懲使スルコトヲ停止ス

大正十三年三月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員山下榮三郎徒弟　櫻井良市
引染部員　山本與三吉
〃　辻眞一
〃　梅原榮太郎
〃　木村勘兵衛
〃　中村長三郎
〃　竹原タケ
〃　具盤キミ
〃　山口久三郎
〃　杉本美之助
〃　田中文一
紋上繪部員永谷万次郎
〃　濱本榮次郎
組帛諸色染部員田中常太郎
〃　國技治吉
〃　島田豊吉
〃　辻村辰吉
〃　島多豊
刺繍部員　光永彌善男
張物部員　高畑安次郎
紋上繪部員北村　觀造

◆公示第六號

左記ノモノ組合定款ノ規定ニ據リ修業狀及善行褒賞狀ヲ附與ス此旨公示ス

大正十三年三月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

大正十一年三月二十四日組合代議員會決議建築費豫算

收入ノ部

科目	豫算總額	備考
組合經費等級割	二千四百八十四圓	一坪五圓五万八千九百二十九坪
雜收入土地建物賣却代	五千八百四十四圓	一坪貳百圓百九十五坪三合三勺
合計金	八千三百二十八圓	

支出ノ部

敷地買收費	六〇、〇〇〇圓	土地三百坪買入見込一坪貳百圓
建築諸費	一四、〇〇〇圓	本館百二十坪試驗場土蔵納屋等
室内諸設備費	三〇、〇〇〇圓	諸設備ニ要スルモノ
備附品費	一〇、〇〇〇圓	桶子、卓子、其他一切必用品代
機械類入經費	二〇、〇〇〇圓	試驗用器具及其他附屬機械等
雜費	二、六〇〇圓	微收經費借入金利子其他
豫備費	三、六二一圓	落成式其他豫算各項不足補充
合計金	一二、二五六圓	

參考　大正十一年六月十五日以降十一年中ニ微收スベキ拾壹萬千貳百參拾七圓ノ内微收濟トナリシ金額四萬九千六百七拾四圓拾五錢ニシテ此人員壹千二十九名ナリ

内譯
一金貳拾圓　勧業費
一金拾圓　文具費
一金拾圓　事務費
一金拾五圓　會議費
一金拾五圓　印刷費
一金拾圓　報酬費
一金拾五圓　雜費

◆浅色抜部決算　左の通り

收入ノ部

一金五百參拾五圓五拾五錢

内譯
金四百九拾五圓貳拾錢　組費徴收高
金參拾五圓貳拾八錢　十一年度繰越金
金六圓〇七錢　貯金利子

支出ノ部

一金四百七拾七圓拾四錢

内譯
金四拾六圓四拾五錢　會議費
金八圓　屋人給
金拾貳圓　慶弔費
金百六拾八圓廿六錢　上半期總會費
金貳百四拾貳圓四拾參錢　下半期總會費
差引金五拾九圓四拾壹錢　十三年度ヘ繰越

◆絹帛友仙區決算及豫算　左の通り

大正十二年度收支決算

收入ノ部

一金九百六拾壹圓貳拾四錢六厘
一金六百七拾圓八拾錢　一等區費五百拾六ヶ月
一金貳百壹圓六拾錢　二等區費貳百五拾貳ヶ月
一金貳百參拾四錢　三等區費四百六拾八ヶ月
一金貳百四拾八圓四拾錢　四等區費八百貳拾一ヶ月
一金參拾五圓六拾貳錢五厘　基本金利子
合計金貳千參百五拾壹圓六拾七錢壹厘

支出之部

一金六百九拾七圓　給與
一金貳百參拾壹圓貳拾錢　總會費
一金貳百參拾四錢　慶弔費
一金貳百四拾圓　集會費
一金貳百五拾圓　通信費
一金四拾圓　印刷費
一金參拾五圓　講演及視察補助費
一金貳百圓　報酬
一金參拾圓　雜費
一金貳百拾七圓參拾九錢壹厘　豫備費
合計金壹千六百六拾貳圓參拾九錢壹厘

財産

一金壹千圓　農行債券壹通
一金壹千圓　債券買入充當費
右之通ニ候也

◆引染部決算豫算　左の通り

大正拾貳年度部經費決算

收入ノ部

金壹百四拾八圓貳拾錢

内譯
金五拾圓四拾錢　壹等戸廿一名分
金六拾參圓　貳等一二期卅六名三期三十五名四期三十三名
金三拾四圓八拾錢　三等二十九名

支出ノ部

金百四拾八圓貳拾錢

内譯
一金六百八拾錢　印刷費
一金四拾八錢　雜費
一金壹千參百七拾壹圓八拾貳錢壹厘　大正十三年度繰越金
合計金貳千參百五拾壹圓六拾七錢壹厘

大正十三年度收支豫算

收入之部

一金壹千貳百拾九圓參拾貳錢　區費總額
一金參百七拾壹圓八拾貳錢壹厘　繰越金
一金七拾壹圓貳拾五錢　基本金利子
合計金壹千六百六拾貳圓參拾九錢壹厘

支出之部

一金八百圓　給與
一金貳百五拾圓　總會費
一金四拾圓　慶弔費
一金貳百五拾圓　集會費
一金四拾圓　通信費
一金參拾五圓　印刷費
一金貳百圓　講演及視察補助費
一金參拾圓　雜費
一金貳百拾七圓參拾九錢壹厘　豫備費
合計金壹千六百六拾貳圓參拾九錢壹厘

内譯
金拾圓　事務費
金拾八圓　雜費
金參圓五拾錢　通信費
金八圓　報酬
金拾壹圓　會議費
金九圓五拾錢　印刷費
金二拾圓　雜費
金六拾四圓六拾錢　研究會奬勵費

◆日本輸出絹織物同業組合聯合會は規則改正の結果從來檢査外たりしものも檢査を行ふことゝなりたるに依り其取扱方針を定むべく本部より深見木暮兩副組長用命せられ市立染織試驗所を會場とし圖係染織七名の檢査主任集合し打合せをなし該品に關する標本を作り檢査の方針を一定し終りて當第二支部の晩餐會に列席し午後拾時各歸途に就けり

ゆうせんせん板

用材土佐産
友仙染器具一切
其他
建築請負
下京區岩上通錦小路上ル
本店　瀧澤商店
同千本通二筋西綾小路下ル
工場　㊂工場
廣狹望次第

特別安價

發行兼編輯人　萬谷復次郎
印刷人　森本文次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル
京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

© Kyozomekai

第一方法トシテハ組役員役員ノ下ニ改革ヲ要スル所以ノ機官ヲ強其セシメ徹底スルコト

理事ハ出張説明ヲナレ登同ヲ求ムル

毎ニ出張説明ヲナレ登同ヲ求ムル

又部毎ニ組合ノ開キ組役員組合役員ヨリ改

革綱官ノ説明ヲナレ登同ヲ求メ其欠席者ニ

對シテハ書項ノ力法ヲ實行スル

第二方法トシテハ一部ニ於ケル部員全体カ負

擔スル等級割經費ノ總額ヲ基準トシ部ニ徴

收取經メヲ委任スル

部ニ委任セル以上ハ組合ハ何ラノ條件ヲ附

セス

部ハ適宜ノ方法ヲ以テ其實効ヲ擧ゲラレタ

キコ

部ニ於テ等級割ヲ用ユルト寄附行爲ヲ以テ

セラルヽトニ論ナク既納ノ金額ハ扣除スル

モノトス

組合ハ部ニ對シ徴收ニ關スル經費トシテ徴

收金高ノ五歩ヲ支拂フモノトス

右ノ外特別寄附ノ方法ヲ設ケ各部ノ特志者ヨ

リ寄附ヲ仰キ豫算ニ對スル欠損ヲ補充ス

二月二日午後三時臨時組合會ヲ開き評議員會の

決定方針を議題とし附議せり、問議に先だち八

木組長は建築の必要なる所以より組合の目的を

述すべき方法に關し社會的施設經濟的方面より

事業進行の順序として數十ケ條の抱負意見を布

演し席を横江議長に讓る議長に讓る議長開會を宣し第一に

報告議員異動即ち機械部選出代議員服部松次郎

氏に代はりて演日富三郎氏就任中形部廣瀬繁次

郎氏死去中島勘助氏就任の旨報告し本問題に移

る

議長横江氏此時休憩を宣し更に同會の上部議會

[illegible]

議長横江氏評議員會の決定意見を基礎とするは

勿論なるが今直に之を議題と言はず草に諮問案

とし各自の意見を經めたるものを議題となし附

議するを以て妥當と認むるに付き諮問案の意味

に於て意見の發表を求むと告ぐ

於是特別寄附を求め大部分の出源は之に據り其

不足額は等級割を以てすることと

等級割は既に決算實行中のものなれば其儘之を

踏襲し別に特別寄附の制を設くることの二説に

別かる

オイラ再發スルトキ

第十六條　第六條乃至第九條及第十四號ノ規定ニ依リ扶助料算出ノ標準ト爲スヘキ賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一、職工負傷シ若ハ所病ニ罹リ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至ラタル時マタ即死シタル時ニ健康保險ノ被保險者タル場合ニオイテハ同法ノ規定ニ依リソノ者ニ付定メラレタル報酬日額

二、職工罹病ニ規定スル時ニオイテ健康保險ニヨル發病ノ日ヲ除キ發病ノ日明ナラサルトキハ診斷前七日ヲ除キ負傷マタハ即死ニ在リテハ事故發生ノ日ヲ除キソノ前九十日間（雇入後九十日ニ滿タサルトキハソノ期間）ニオケル賃金總額ヲソノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ上記賃金總額ヲソノ期間內ニオケル就業日數ヲ以テ除シタル平均額ノ百分ノ六十ニ滿タサルトキハソノ平均額ノ百分ノ六十トス

三、前號ノ規定ニ依リ賃金ヲ算シ得サル場合ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ定メタル金額

前項第二號ノ場合ニオイテ計算期間內ニ試射アルトキハソノ日數及ヒ給與ハコレヲ控除ス

第十七條中、第一號マタハ「」ヲ削リ左ノ一項ヲ加フ

第六條ノ規定ニ依ル扶助料支給中引續キ前項ノ給與ヲ支給スル場合ハ同上ノ規定ニアル扶助料ノ算定ノ標準タル賃金中ニソノ給與ノ價額ヲ算定セス

第三章　職工ノ雇入、解雇及罰裝

第二十六條　削除

第二十七條　「第五條若ハ第六條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル職工」ヲ「業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ療養中ノ職工」ニ改ム

第二十七條ノ二　工業主職工ニ對シ雇傭契約ヲ解除セムトスルトキハ少クモ十四日以前ニソノ豫告ヲ爲スカマタハ賃金十四日分以上ニ相當スル金額ヲ支拾スルコトヲ要ス但シ止ムヲ得サル事由ニ依ル場合ハ此限リニアラス

第十六條乃至第十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ準用ス

第二十七條ノ三　工業主ハ左ニ掲クル場合ノ外ソノ雇ヒ入レタル職工ニ對シ解雇ヲ爲スヘカラス

一、業務上負傷シ若ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲ノ休業中ノ者

二、業務上負傷シマタハ疾病ニ罹リ療養ノ爲ノ休業中ノ者

第二十七條の四　前二條ノ規定ニ雇入後三箇月以內ノ者ニ付之ヲ適用セス

第二十七條ノ五　職工罹雇ノ場合ニオイテ雇傭期間業務ノ種類及賃金ニ付證明書ヲ請求シタルトキハ工業主ハ遲滯ナク之ヲ交付スヘシ

第二十七條ノ六　常時職工五十人以上ヲ使用スル工場ノ工場主ハ就業規則ヲ設ケ之ヲ地方長官ニ屆出フヘシ就業規則ヲ變更シタルトキマタ同シ

地方長官必要ト認ムルトキハ就業規則ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十七條ノ七　就業規則ニオイテ定ムヘキ事項左ノ如シ

一、職工ノ雇入ニ關スル事項

二、始業、終業ノ時刻、休憩時間休日及就業時轉換ニ關スル事項

三、賃金ソノ他ノ給與ノ支給方法及支給時期

四、食費ソノ他職工ノ負擔ニ關スル事項

五、賞與マタハ制裁ノ定アルトキハコレニ關スル事項

六、職工ノ解雇ニ關スル事項

七、職工ノ歸鄉旅費ニ關スル事項

八、職工ヲシテ貯蓄ヲナサシムル場合ニオイテコレニ關スル事項

前項ニ掲クルモノヽ外工業主ハ職工ノ就業ニ關シ必要ナル事項ヲ規定スルコトヲ得

第四章　徒弟

第三十條　第一項中「十五歲」ヲ「十六歲」ニ改メ

第二項中及之ニ關スル罰則ヲ削ル

第五章　削除

附　則

第三十七條　本令ハ大正　年　月　日ヨリコレヲ施行ス

第三十八條　尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニオイテハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クル工場ノ工業主ハ本令施行ノ日ヨリ四ケ月間ハ第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條及前條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

本令施行ノ際新ニ工場法ノ適用ヲ受クル工場ノ工業主ハ職工ノ貯金ヲ管理シ若ハ徒弟トシテ教育シマタハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シ前項ノ期間內ニ第二十五條、第三十條第二項又ハ第三十七條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請シタルトキハコレニスル行政處分アルマテ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

用材土佐産
友仙染器具一切
其他
建築請負
本店　下京區岩上通錦小路上ル　瀧澤商店
工場　同千本通二筋西綾小路下ル　㊂工場
特別安價
廣狹望次第
ゆうせん板

發行兼編輯人　萬谷復次郎
印刷人　森本文次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第七號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ締結シ登記ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正十三年四月二十五日

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

友仙染部員岡部　義之弟　前澤喜齊
〃　〃　〃　